

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都立ナーシングホーム条例施行規則の一部を改正する規則……………  
……………(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)……………一

### 告示

- 都営住宅の廃止……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………二
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)……………三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………七
- 特定都営住宅の廃止……………(同)……………七
- 都営改良住宅の廃止……………(同)……………八
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………(同)……………八
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)……………九
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………(同)……………九
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………九
- 平成二十七年における底立てはえ縄漁業の許可等の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)……………二〇
- 港湾施設の供用中止(二件)……………(港湾局港湾経営部経営課)……………二〇
- 平成二十七年東京都告示第五百三十八号(港湾施設の変更)の一部改正……………(同)……………二二
- 港湾施設の変更……………(同)……………二二
- 港湾施設の臨時休場……………(同)……………二二

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………二
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………三
- 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱の一部改正……………(環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二件)……………(同)……………三

### 規 則

東京都立ナーシングホーム条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

#### ●東京都規則第百五十四号

東京都立ナーシングホーム条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立ナーシングホーム条例施行規則(平成十二年東京都規則第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中

介護福祉施設サービス及び介護 保健施設サービス	食	一日	千三百八十円
	居住費	一日	三百七十円
短期入所生活介護、短期入所療 養介護、介護予防短期入所生活 介護及び介護予防短期入所療養 介護	日常生活費	実費相当額	
	滞在費	朝食	二百八十円
		昼食	五百五十円
		夕食	五百五十円
日常生活費	一日	三百七十円	

を

名称	位置	構造及び規模	戸数	に																	
				介護福祉施設サービス		介護保健施設サービス		短期入所生活介護及び介護予防		短期入所療養介護及び介護予防		短期入所療養介護									
				食費	居住費	日常生活費	食費	居住費	日常生活費	食費	滞在費	日常生活費	食費	滞在費	日常生活費	食費	滞在費	日常生活費	食費	滞在費	
第3板橋富士見町アパート (9号棟)	板橋区富士見町二十六番	中層耐火	二九戸	一日 千三百八十円			朝食 二百八十円			一日 八百四十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円		
成増アパート (21号棟)	板橋区成増五丁目十九番	同右	七〇戸	一日 八百四十円			朝食 二百八十円			一日 八百四十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円		
成増アパート (35号棟)	同右	同右	三二戸	一日 八百四十円			朝食 二百八十円			一日 八百四十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円		
氷川町アパート (1号棟)	板橋区氷川町二十三番	同右	二〇戸	一日 八百四十円			朝食 二百八十円			一日 八百四十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円		
氷川町アパート (2号棟)	同右	同右	同右	一日 八百四十円			朝食 二百八十円			一日 八百四十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円		
氷川町アパート (3号棟)	同右	同右	三〇戸	一日 八百四十円			朝食 二百八十円			一日 八百四十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円		
上沼田アパート	足立区江北四丁目二十番	同右	一〇二戸	一日 八百四十円			朝食 二百八十円			一日 八百四十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円			朝食 二百八十円		

改める。

附則

この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

告示

●東京都告示第千八百八十九号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

(30、35、38、42、43号棟)  
上沼田アパート  
(36号棟)

同右

●東京都告示第千百九十号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第  
三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の  
ように変更し、平成二十七年八月一日から実施するので、  
同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

同右

三四・一平方メートル

一五戸

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(10号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	2	28,200	46,600
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	83,900
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	34,000	70,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	42,100	78,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	35,300	78,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,600	62,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2	41.0	1	35,100	77,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2	40.1	2	34,300	75,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,500	77,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(2号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	33,200	67,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(2号棟)	新宿区戸山2	43.3	1	37,600	75,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2	40.3	1	35,500	74,600
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,800	49,400
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(2号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,800	49,400
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	2	36,800	60,000
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート(3号棟)	台東区清川2-22	34.3	1	25,500	34,600
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート(1-20-10号棟)	台東区下谷1-2	35.4	1	28,500	40,800
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(3号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	26,000	46,500
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	2	29,900	51,900
一般都営	中層耐火	立花三丁目アパート(1号棟)	墨田区立花3-24	42.3	1	29,500	51,900
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	67,300
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(7号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	69,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	69,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(3号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	70,400
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	2	40,700	72,500
一般都営	中層耐火	豊洲四丁目アパート(1号棟)	江東区豊洲4-5	39.0	1	30,900	48,900
一般都営	中層耐火	魚戸七丁目アパート(4号棟)	江東区魚戸7-55	33.4	1	26,700	38,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(2号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(4号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(5号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(5号棟)	江東区辰巳1-9	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(6号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(7号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(8号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,500	43,300

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(8号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(8号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	3	30,500	47,700
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(7号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(8号棟)	江東区東砂2-13	33.4	2	26,700	38,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(9号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7	31.3	2	27,600	44,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	47,800
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	44,900
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	2	34,100	53,800
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	2	42,500	73,400
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート(1号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	47,300	70,100
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート(4号棟)	江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	83,500
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,500	44,200
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(1号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	32,600	47,100
一般都営	中層耐火	本羽田二丁目アパート(10号棟)	大田区本羽田2-10	33.4	1	25,900	34,000
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	37,800
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	2	28,900	40,600
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(1号棟)	大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,700	48,500
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(7号棟)	大田区東糀谷6-8	42.2	1	33,700	48,500
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート(4号棟)	大田区西糀谷2-26	42.3	1	34,800	60,400
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート(1号棟)	大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,700	67,000
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	2	50,200	87,100
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(1号棟)	世田谷区八幡山3-9	51.0	1	42,500	84,000
一般都営	中層耐火	上用賀一丁目アパート(1号棟)	世田谷区上用賀1-24	59.6	1	51,400	110,500
一般都営	中層耐火	船橋一丁目アパート(7号棟)	世田谷区船橋1-51	59.6	1	50,900	104,800
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート(2号棟)	世田谷区桜1-53	42.3	1	34,700	66,000
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(9号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	69,600
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(10号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	69,600
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(4号棟)	渋谷区笹塚2-49	36.4	1	32,100	65,200
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(5号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	33,300	50,500
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,100	70,200
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(3号棟)	渋谷区東2-25	34.4	2	30,900	74,500

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)		渋谷区広尾5-7	37.9	4	35,900	81,200
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	78,300
一般都営	中層耐火	笹塚三丁目アパート(1号棟)		渋谷区笹塚3-3	36.4	1	31,000	70,400
一般都営	中層耐火	久我山五丁目アパート(1,2号棟)		杉並区久我山5-37	48.1	1	37,900	80,900
一般都営	高層耐火	久我山二丁目アパート(2,0号棟)		杉並区久我山1-3	40.7	1	30,000	58,500
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(1,9号棟)		杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	28,300	46,000
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート(2号棟)		杉並区高井戸東1-14	39.0	1	29,000	64,300
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)		豊島区南大塚2-36	42.2	1	36,100	55,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)		豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,400	51,600
一般都営	高層耐火	赤羽西六丁目アパート(3号棟)		北区赤羽西6-3	43.9	1	35,000	54,500
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート(1号棟)		北区西が丘2-17	55.9	1	45,400	71,600
一般都営	高層耐火	粟日暮里一丁目アパート(2,1号棟)		荒川区東日暮里1-17	34.3	1	24,800	41,100
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(2,1号棟)		荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,600	77,700
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(2号棟)		板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,600	38,900
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第2アパート(1号棟)		板橋区前野町5-13	48.1	1	37,200	69,100
一般都営	中層耐火	相生町アパート(2号棟)		板橋区相生町24-2	42.3	1	32,000	58,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,500	71,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(9号棟)		練馬区高野台1-1	37.0	1	27,000	54,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3,5号棟)		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,600	48,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4,0号棟)		練馬区石神井町1-1	37.0	1	27,000	54,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4,9号棟)		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,700	48,600
一般都営	中層耐火	田柄二丁目アパート(3号棟)		練馬区田柄2-46	42.3	1	32,600	67,600
一般都営	中層耐火	立野町アパート(2号棟)		練馬区立野町13-11	55.9	1	43,900	83,400
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート(5号棟)		練馬区春日町4-12	55.9	1	43,800	84,800
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(2,2号棟)		練馬区旭町1-33	59.6	1	47,600	94,600
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(4号棟)		足立区西竹の塚1-10	48.1	3	35,700	65,600
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(5号棟)		足立区保木間5-36	59.6	1	43,700	74,400
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(3号棟)		足立区中央本町5-17	55.9	1	41,200	72,500
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート(6号棟)		足立区中央本町5-20	55.9	1	41,000	74,100
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(1号棟)		足立区中央本町5-15	48.1	1	35,200	62,500
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(7号棟)		足立区西保木間3-11	36.4	1	25,300	42,600
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(1,0号棟)		足立区西保木間3-11	42.2	1	29,800	48,700
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(2号棟)		足立区島根4-19	59.6	1	44,100	78,300
一般都営	中層耐火	東栗原アパート(1,3号棟)		足立区一ツ草2-15	37.0	1	25,200	43,900

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1,3号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(3号棟)		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(8号棟)		足立区東保木間1-5	33.4	1	23,100	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1,5号棟)		足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	41,000
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(2号棟)		足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(3号棟)		足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(5号棟)		足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,600	44,300
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(1,3号棟)		足立区竹の塚7-16	33.4	1	23,100	39,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(1,2号棟)		足立区西保木間4-4	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(1,3号棟)		足立区西保木間4-4	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(1,1号棟)		足立区江北7-13	37.7	1	25,700	41,600
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(5号棟)		足立区谷在家3-22	33.4	1	22,700	36,800
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(1,2号棟)		足立区谷在家3-22	37.9	1	25,900	41,100
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(4号棟)		足立区伊興1-8	36.4	1	25,400	44,500
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)		足立区千住元町34	37.9	1	26,800	36,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)		足立区千住元町34	33.6	1	23,800	33,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(8号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	40,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(6号棟)		足立区花畑8-4	38.3	1	26,200	39,100
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(1,0号棟)		足立区花畑8-4	42.0	1	28,500	44,300
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(3号棟)		足立区舎人6-12	42.3	1	29,900	45,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(4号棟)		足立区舎人6-12	42.3	1	29,900	45,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(8号棟)		足立区舎人6-11	42.3	1	29,900	45,700
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(1,4号棟)		足立区舎人6-14	43.6	2	30,800	49,400
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート(1号棟)		足立区花畑2-16	51.0	1	36,100	55,200
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート(4,6号棟)		足立区青井5-12	55.9	1	41,700	78,900
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)		足立区六木3-39	55.9	1	40,400	71,200
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(2号棟)		足立区入谷8-2	55.9	1	40,100	70,700
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート(1号棟)		足立区青井3-29	51.2	1	38,000	73,800
一般都営	中層耐火	柴又一丁目第3アパート(2号棟)		葛飾区柴又1-12	59.6	1	45,000	84,300
一般都営	中層耐火	柴又一丁目第2アパート(1号棟)		葛飾区柴又1-10	51.0	1	38,200	69,300
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)		葛飾区青戸3-8	51.2	1	38,000	68,500
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(1,1号棟)		葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,500	58,300
一般都営	中層耐火	上千葉アパート(3号棟)		葛飾区堀切8-8	59.6	1	45,200	87,400
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート(2号棟)		葛飾区亀有1-3	59.6	1	45,000	82,500

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート(2号棟)	葛飾区柴又1-38	51.0	1	37,600	66,400
一般都営	中層耐火	堀切八丁目アパート(2号棟)	葛飾区堀切8-18	55.9	1	41,800	78,400
一般都営	高層耐火	西新小岩二丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	66,400
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(2号棟)	葛飾区南水元1-24	51.0	2	38,000	67,700
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,800	68,300
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	82,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	82,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-1号棟)	八王子市鹿島16	42.3	1	21,800	40,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(9-1号棟)	八王子市松が谷9-1	62.1	1	35,900	72,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(9-2号棟)	八王子市松が谷9-2	62.1	1	35,900	72,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-1号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	70,000
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-6号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	76,200
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-4号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	2	35,800	76,200
一般都営	高層耐火	富士見町六丁目アパート(5-1号棟)	立川市富士見町6-51	50.9	1	28,500	58,400
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート(3号棟)	立川市錦町6-6	55.9	1	33,600	72,200
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート(2号棟)	武蔵野市関前4-12	48.1	1	36,300	71,300
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(9号棟)	武蔵野市境5-32	62.1	1	48,200	97,400
一般都営	中層耐火	西久保一丁目アパート(8号棟)	武蔵野市西久保1-49	63.2	1	51,100	112,900
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート(1号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	1	46,400	94,900
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート(4号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	1	46,400	94,900
一般都営	中層耐火	下連雀六丁目アパート(2号棟)	三鷹市下連雀6-16	39.0	1	27,400	58,300
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(1号棟)	三鷹市上連雀7-25	42.3	1	30,800	61,500
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(3号棟)	三鷹市上連雀7-25	51.0	1	37,100	74,200
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(4号棟)	三鷹市上連雀7-24	51.0	1	37,500	74,000
一般都営	中層耐火	井の頭五丁目アパート(1-1号棟)	三鷹市井の頭5-20	42.3	1	30,700	63,700
一般都営	中層耐火	府中武蔵台二丁目アパート(2号棟)	府中市武蔵台2-24	63.2	1	44,500	100,100
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート(1号棟)	府中市栄町1-3	55.9	1	33,600	82,100
一般都営	中層耐火	昭和三丁目アパート(3号棟)	昭島市昭和三丁目10	59.6	1	35,000	75,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	30,000	74,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	30,000	74,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	1	25,300	62,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	32,100	79,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,700	75,900
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(1号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	37,000	89,900

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	染地二丁目アパート(4号棟)	調布市染地3-3	51.0	1	30,000	69,500
一般都営	中層耐火	町田中町三丁目第3アパート(3-17-20号棟)	町田市中町3-17	63.2	1	39,700	88,000
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(2号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	38,200
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(7号棟)	町田市木曾西1-33	36.4	1	17,700	35,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(12号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	60,500
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	70,100
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)	町田市忠生4-6	55.9	1	30,500	59,200
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190	55.9	2	29,900	63,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,400	64,600
一般都営	中層耐火	小金井中町二丁目アパート(1号棟)	小金井市中町2-1	61.3	1	39,300	95,100
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(2号棟)	小金井市東町2-4	58.1	1	36,800	86,500
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(7号棟)	日野市平山4-20	46.6	1	23,100	44,800
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート(3号棟)	西東京市柳沢2-15	55.9	1	34,900	78,200
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート(2号棟)	狛江市東野川2-17	51.0	1	32,600	75,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(13号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(28号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(33号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	2	16,500	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(40号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(46号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(17号棟)	清瀬市竹丘1-5	51.0	1	27,800	56,200
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(3号棟)	清瀬市竹丘1-8	42.4	1	23,100	46,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-1号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,500	32,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-11号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,500	32,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-8号棟)	多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,500	32,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-1-9号棟)	多摩市和田3-1	37.3	1	17,500	33,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-4-2号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-4-4号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	33,800
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-2号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,000	36,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-3-2号棟)	多摩市愛宕1-3	37.3	1	17,600	32,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-6号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	2	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-2号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	1	21,500	37,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-6号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,300	63,100

●東京都告示第千九十一号  
東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 舛添 要一

名称

位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

長房東アパート  
(東1号棟)

八王子市長房町三百四十一番地

高層耐火  
三四・六平方メートル

一四戸

二七、〇〇〇円

五四、二〇〇円

同右

同右

同右  
四〇・四平方メートル

二八戸

三一、五〇〇円

六三、三〇〇円

同右

同右

同右  
四七・四平方メートル

七戸

三七、〇〇〇円

七四、三〇〇円

同右

同右

同右  
四七・八平方メートル

同右

三七、三〇〇円

七五、〇〇〇円

同右

同右

中層耐火  
三四・六平方メートル

一〇戸

二七、〇〇〇円

五三、七〇〇円

同右

同右

同右  
四〇・四平方メートル

同右

三一、五〇〇円

六二、七〇〇円

同右

同右

同右  
四七・四平方メートル

五戸

三七、〇〇〇円

七三、六〇〇円

同右

同右

同右  
五七・一平方メートル

一〇戸

四四、五〇〇円

八八、六〇〇円

同右

同右

高層耐火  
三四・六平方メートル

三〇戸

二七、〇〇〇円

五四、一〇〇円

同右

同右

同右  
四〇・四平方メートル

同右

三一、五〇〇円

六三、二〇〇円

同右

同右

同右  
四七・四平方メートル

一〇戸

三七、〇〇〇円

七四、二〇〇円

同右

同右

同右  
四七・八平方メートル

同右

三七、三〇〇円

七四、九〇〇円

同右

同右

同右  
五七・一平方メートル

同右

四四、五〇〇円

八九、三〇〇円

●東京都告示第千九十二号

次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。  
平成二十七年七月三十一日

東京都知事 舛添 要一

名称

位置

構造及び規模

戸数

上沼田アパート  
(50号棟)

足立区江北四丁目十五番

中層耐火  
二一・七平方メートル

三二戸

●東京都告示第千九十三号

次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

より告示する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
町屋アパート (4号棟)	荒川区町屋八丁目十六番	中層耐火 四七・三平方メートル	四八戸
同右	同右	六三・八平方メートル	一二戸
第3板橋富士見町アパート (6号棟)	板橋区富士見町二十六番	同右 二九・七平方メートル	一八戸
第3板橋富士見町アパート (2、3、4、5号棟)	同右	同右 三一・九平方メートル	六〇戸
第3板橋富士見町アパート (1、8号棟)	同右	同右 三二・六平方メートル	三六戸
第3板橋富士見町アパート (8号棟)	同右	同右 四五・八平方メートル	一〇戸
本木町アパート (1、2号棟)	足立区関原一丁目五番	同右 二九・七平方メートル	四八戸
南小岩二丁目アパート (1、2、3、4号棟)	江戸川区南小岩二丁目十五番	同右 三六・四平方メートル	五三戸
南小岩二丁目アパート (1号棟)	同右	同右 四九・九平方メートル	四戸

●東京都告示第千九十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年八月一日から実施するので、同条例第三条第三

項の規定により告示する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一



種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	1	38,200
改良	中層耐火	長延寺アパート（2号棟）	新宿区市谷長延寺町8	32.6	6	26,600
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート（2号棟）	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,600
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート（3号棟）	江東区豊洲4-3	36.2	1	28,600
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート（5号棟）	江東区東陽1-39	36.6	1	30,400
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート（3号棟）	江東区南砂3-11	33.4	1	26,500
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（10号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート（25号棟）	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,800
改良	中層耐火	西巢鴨二丁目アパート（23-1号棟）	豊島区西巢鴨2-23	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	成増一丁目アパート（2号棟）	板橋区成増1-3	73.1	1	57,500
改良	中層耐火	平井一丁目アパート（2号棟）	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,900
再開発	高層耐火	小松川アパート（1号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第千九十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

名 称 位 置 区画数  
 桐ヶ丘アパート一〇四 北区桐ヶ丘一丁目一 一五三区画  
 駐車場 番ほか  
 府中矢崎町アパート駐 府中市矢崎町一丁目 五一区画  
 車場 十二番

●東京都告示第千九十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

名 称 位 置 区画数  
 長房東アパート駐車場 八王子市長房町三百 六五区画  
 四十一番地  
 国立富士見台四丁目ア 国立市富士見台四丁 三〇区画  
 パート駐車場 目十七番

●東京都告示第千九十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第百四十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条

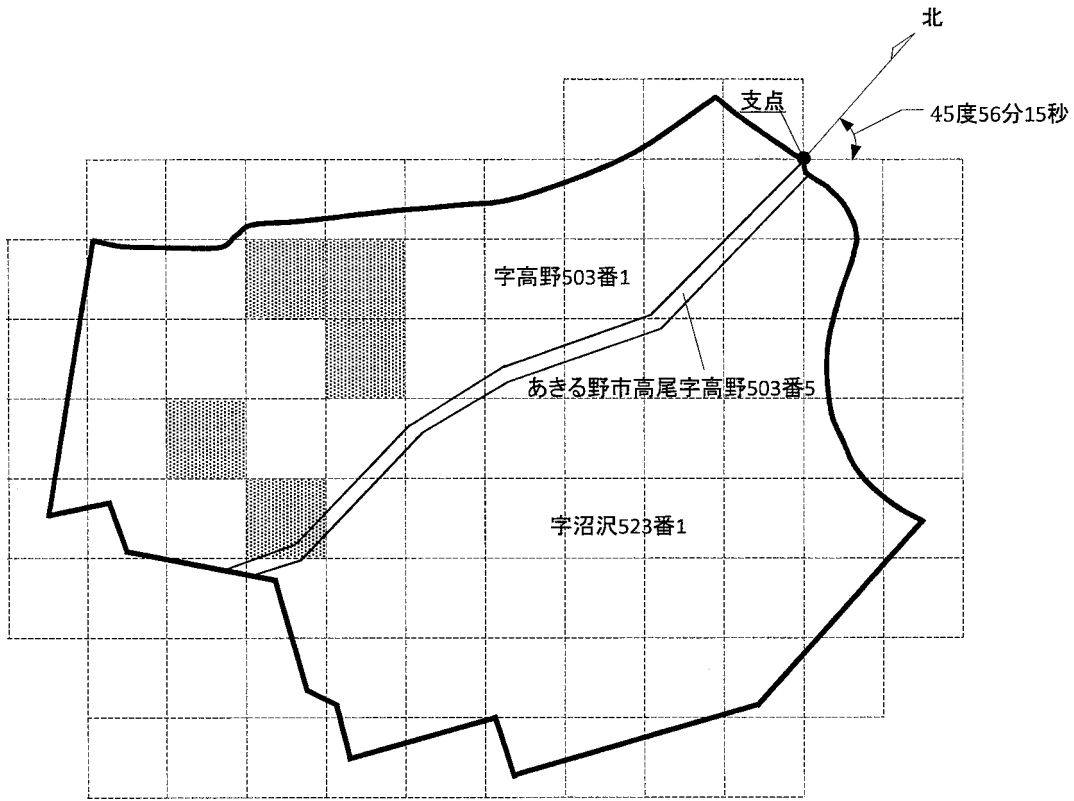
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（あきる野市高尾字高野及び同市高尾字沼沢地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 凡例
- 指定を解除する区域
  - 単位区画線
  - 筆境界線
  - 調査対象地

<支点>  
 支点は、あきる野市高尾字高野503番5の最北端とする。

<格子の回転角度:45度56分15秒>  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十八号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十七年における底立てはえ縄漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成二十七年八月三日から同月十四日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
二十五隻

●東京都告示第千九十九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

種類	名称	規模	所在地	期間
岸壁	品川ふ頭内賀	四七六・一二メートルのう	港区港南五丁目	平成二十七年八月一日から平成二十九年三月三十一日まで
岸壁	ち一二二・八メートル			

●東京都告示第千二百号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)

号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

種類	名称	級別	規模	所在地	中止年月日
野積場	品川ふ頭	一級	一三、六	港区港南	平成二十七年八月一日
	I野積場		五四・四	五丁目十番	
			平方メートル		

トルのう

ち三、〇

〇八・四

平方メートル

トル

同右 十号ふ頭 同右 一〇、五 江東区有 同右

四号上屋 二九平方 明四丁目

背野積場 二九平方 明四丁目

●東京都告示第千二百一十号

平成二十七年東京都告示第五百三十八号(港湾施設の変更)の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

「二級」を「三級」に改める。

●東京都告示第千二百一十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

種類	名称	規模	所在地	変更年月日
港湾施設用地	芝浦ふ頭地区	二〇七、八〇六・六五一・六八八平方メートル	港区芝浦一丁目及び同区海岸三丁目	平成二十七年八月一日

変更前 変更後

二〇七、八〇六・六五一・六八八平方メートル

港区芝浦一丁目及び同区海岸三丁目

●東京都告示第千二百一十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を臨時に休場する。ただし、第二十七回東京湾大華火祭が中止となった場合は、休場しない。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 種類 橋りょう附帯施設(遊歩道)

二 名称 レインボーブリッジ橋りょう附帯施設

三 休場日時 平成二十七年八月八日午後三時から午後九時まで

四 理由 第二十七回東京湾大華火祭の実施に伴う混雑及び事故の防止のため

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条

において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アドリブ

三 代表者の氏名

唐澤 宏之

四 主たる事務所の所在地

東京都北区上十条二丁目九番一号 GALLERY & CAFE FIND 2F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象にした読書推進活動をすすめるとともに、蓄積した専門知識と熟練した技術を駆使して、公共図書館および学校図書館活動への政策提案と管理運営の実践活動を行うことで、地域社会に貢献することを主たる目的とする。また、地域に点在する市民活動の発掘・情報収集、支援を行い、それらを発信することで地域コミュニティの再構築、地域のイメージアップに寄与する活動を行う。さらに、必要な情報が分

け隔てなく届けられるシステムの確立を目指して、行政、市民グループ等との協働活動を提案・実践する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もや

い

三 代表者の氏名

大西 連

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新小川町七番七号 アゼリアビル二〇二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、災害・失業・疾病・家族関係など様々な要因により経済的貧困下にあると同時に、社会的な人間関係における孤立状態にありながらも、自らの生活を維持・向上させていこうと努力している者に対して、ニーズに即応した専門家等によるサポートの提供、様々な社会制度を学習する場の提供及び、当事者間の交流を通じた人的つながりに基づく支えあいにより、人間関係を再構築しながら、社会において孤立せず、健康で文化的な生活を実現していくことに寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本スパ振興協会

三 代表者の氏名

岡田 友悟

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂六丁目十八番十一号 ストーリア赤坂

一〇三

五 定款に記載された目的

この法人は、心身の健康維持・回復・増進を図る予防医学的サービスを総合的に総称する「スパ」に関する分野において、スパサービス提供者の水準を高める指導・啓蒙活動並びに不特定多数の市民に対する情報提供及び安全で効果的な利用方法や、スパに関する知識の普及を図るなど、市民が安心して利用出来る環境づくりを実現し、公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人希望

三 代表者の氏名

川崎 澈郎

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市長沼町六百七十五番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者を対象として、安全で規律ある生活を営むことができる環境及び社会参加の機会を提供することで、知的障害者の社会生活の向上に貢献し、もって地域福祉・医療の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あい福祉サービス

三 代表者の氏名

山田 治子

四 主たる事務所の所在地

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎二十五番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、東京都西多摩地域周辺の高齢者、障害者等に対し、介護保険事業及び在宅福祉サービス事業を行い、福祉増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。  
平成二十七年七月三十一日

一 氏名

鷺尾 幹令

二 住所

大田区蒲田一丁目二十九番十八号 山井方二F

都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱の一部  
改正について

都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のた

めの導入推奨機器指定要綱(平成二十一年三月十日付二十環都計第五百二十九号。以下「要綱」とする。)の一部を次のように改正した。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

要綱中

「(改正) 平成26年2月24日付25環都計第546号」を「(改正) 平成26年2月24日付25環都計第546号(改正) 平成27年7月24日付27環地地第184号」に改める。

次の附則を加える。

附 則 (平成27年7月24日付27環地地第184号)

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

別表一中「算定した基準エネルギー消費効率の数値に88/100を乗じて」とを「算定し」と改め、同表二(三)及び備考三を削ぎ、同表付表備考三中「算定法については、」の次に「JIS B8616: 2015に規定する方法による。ただし、平成27年7月31日以前に第4第1項の規定による指定の申請が行われた機器に係るエネルギー消費効率の算定法については、」を加える。

別表二備考三中「の含有率基準値とする。また」と「に定める基準値とし」と改め、同表付表備考一中「高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはJIS C 7617-2」の次に「(片口金蛍光ランプ-第2部:性能仕様)」を加える。

別表三LED照明器具の項中  
「3 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。」

「3 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。」

こと。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合にあっては、平均演色評価数Raが70以上であること。

改 訂  
改め、同表備考四中「JIS C 8105-3: 2011「照明器具-第3部:性能要求事項通則」に準じ、」を削ぎ、同表備考一中「の含有率基準値とする。また」と「に定める基準値とし」と改め、同表備考八中「配光測定方法」と「全光束測定方法」と改め、同表備考九次のように加える。

9 LED照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113: 1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。

10 LED照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113: 1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束12,000lm以上のものをいう。

別表三付表中

昼光色	70lm/W以上
昼白色	
白色	60lm/W以上
温白色	
電球色	

昼光色	110lm/W以上
昼白色	
白色	75lm/W以上
温白色	
電球色	

・LEDの光源色及び演色性による区分)」を加え、同表備考に次のように加える。

3 ダウンライトのうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色であったり、かつ器具埋込寸法が300mm以下のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を85lm/W以上とする。

4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を100lm/W以上とする。

別表四備考四中「の含有率基準値とする。また」と「に定める基準値とし」と改める。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名 株式会社イトーヨーカ堂三の輪店
- 二 店舗所在地 荒川区南千住一丁目九番一号
- 三 設置者名 株式会社イトーヨーカ堂
- 四 店舗面積の合計 平成二十七年四月五日が千平方メートル以下となる日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 (仮称)オーケー西府店

二 店舗所在地 府中市本宿町(西府土地区画整理事業内  
十三街区一区画)

三 設置者名 オーケー店舗保有株式会社

四 意見

ア 聴取者 府中市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年七月六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年七月三十一日から同年八月  
三十一日まで。ただし、東京都の休日に  
関する条例(平成元年東京都条例第十  
号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 あすとウイズ

二 店舗所在地 大田区蒲田四丁目百番地

三 設置者名 京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合

四 意見

ア 聴取者 大田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年七月六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年七月三十一日から同年八月  
三十一日まで。ただし、東京都の休日に  
関する条例(平成元年東京都条例第十  
号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 京王ストア北野店

二 店舗所在地 八王子市打越町三百三十五番地一ほか

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 意見

ア 聴取者 八王子市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年七月九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年七月三十一日から同年八月  
三十一日まで。ただし、東京都の休日に  
関する条例(平成元年東京都条例第十  
号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次の

とおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 スーパーバリュー八王子高尾店

二 店舗所在地 八王子市東浅川町五百四十六番二十ほ  
か

三 設置者名 株式会社スーパーバリュー

四 意見書

ア 提出者及び住所 個人  
八王子市

イ 概要

(ア) 積雪時は公開空地(歩道)及び敷  
地北側の歩道の除雪及び凍結防止  
を行うこと。

(イ) 高尾山行楽客による長時間駐車へ  
の対策を行うこと。

(ウ) 壁面緑化は十分な厚みと維持管理  
をすること。

(エ) 南東側駐車場の東端は駐車場にし  
ないこと。

(オ) 荷さばき施設の騒音対策は、トラ  
ックのバック警報音も考慮するこ  
と。

(カ) 雨水対策は、一時間に百五十ミリ  
メートル以上の降雨も考慮するこ  
と。

(キ) 出口②での出庫誘導は、市道浅川  
二十二号線沿いの住宅の車両の入  
出庫を妨げないように行うこと。

(ク) 交通量調査は、近隣の市立体育館  
及び隣接スーパー(計画)の影響  
も考慮すること。

(ケ) 公開空地(歩道)への自転車の侵  
入及び駐輪の防止を行うこと。

ウ 収受日	平成二十七年七月七日
五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
六 縦覧期間	平成二十七年七月三十一日から同年八月三十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
七 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001